

令和3年4月23日

保護者 様

県立川西緑台高等学校長

緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた学校における対応について

緊急事態宣言が発令される状況を踏まえた県教育委員会の方針に従い、本校の教育活動を以下のとおりとしますのでお知らせします。

学校に持ち込まない、学校内に広げないことを基本に、引き続き感染防止対策を講じて参りますが、ご家庭でも感染防止の徹底をお願いいたします。

なお、連休明け（5月6日以降）の感染状況によっては、部活動を含め、活動場所を更に制限する可能性がありますので、変更がありましたら改めてお知らせします。

記

1 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- (1) 県外における活動（修学旅行を含む）は、行ないません
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則、自粛します
- (3) 下記の感染防止対策を徹底します

【登校・出勤時】

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。ご家庭でも、生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR検査を受けている方がいる場合は登校しないことを徹底してください(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)。

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します
- ・各教室で可能な限りの間隔をとります
- ・マスク着用の指導を徹底します
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。ご家庭でもご協力ください
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わないよう指導します
- ・不要不急の外出自粛をお願いします

2 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。ただし、実施場所は県内に限ります。（下記※を除く）

【感染防止対策】

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません
 - ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、原則、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とします
 - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスク着用を指導します
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は極力、避けます
- ※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。